

排水及び脱水汚泥検査業務（小向浄水場）

仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

## 第1章 基本事項

### 1. 目的

本業務は、小向浄水場における浄水処理により発生する排水及び脱水汚泥について、関係法令に基づき適正な水質・成分検査を実施することにより、浄水施設の適正な管理を維持するとともに、周辺環境の保全及び廃棄物の適正処理を維持することを目的とする。

### 2. 適用範囲

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 小向浄水場 排水及び脱水汚泥検査業務」に関し、発注者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

### 3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 履行場所

千葉県南房総市和田町上三原1028番地

## 第2章 一般事項

### 1. 法令等の遵守及び総則

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等（水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、日本産業規格等）を遵守すること。
- (2) 本仕様書に明記のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議によって定める。
- (3) 業務に伴い必要となる費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 2. 機密の保持及び資料の帰属

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務に伴って入手又は作成した資料・検査データ等は全て発注者に帰属する。

### 3. 再委託の禁止

検査業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止する。

ただし、機器の故障等により自社での検査が困難な場合、事前に発注者の承諾を得た場合を除く。

## 第3章 業務内容

### 1. 業務の対象

小向浄水場の排水水質検査及び脱水汚泥の検査

### 2. 実施回数及び日程

(1) 実施頻度は、令和8年4月から毎月1回とする。

(2) 実施日は、発注者が指定する日とする。

(3) 試験前日の気象情報から延期が必要な場合は、双方協議のうえ決定する。

ただし、激しい雨天等により水質が著しく影響を受けると判断される場合を除き原則として実施日の変更は行わない。

### 3. 試料の採取及び受け渡し

(1) 試料の採取は発注者が行い、現地にて受託者に分け渡すものとする。

(2) 受託者は、検査項目に応じた適切な試料容器を準備し、あらかじめ発注者に提供すること。

(3) 受託者は、検体の引き渡しを受けた当日中に試験・測定を開始しなければならない。

### 4. 検査項目及び検体数

別紙1（排水）及び別紙2（脱水汚泥）のとおりとする。

## 第4章 検査方法及び報告

### 1. 測定方法

#### (1) 排水

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）によること。

(2) 脱水汚泥：環境庁告示、環境庁通知、下水試験方法、下水汚泥分析方法及び日本産業規格（JIS）に準拠すること。

### 2. 検査結果の報告

(1) 検査結果は、検査終了後に速やかに報告書として提出すること。

(2) 検査の結果、基準値を超過したことが判明した場合は、直ちに発注者へ速報（電話等）を行うこと。

### 3. 再検査

検査結果に疑義がある場合、または基準値を超過した場合は、発注者の指示により再検査を実施する。再検査に要する費用については、発注者と受託者が協議のうえ決定する。

## 第5章 事務手続き・支払い

### 1. 提出書類

受託者は、契約締結後直ちに以下の書類を提出し担当者と業務の打合せを行うこと。

- (1) 検査機関連絡体制表（緊急連絡先を含む）
- (2) 従事者等届（経歴書等を含む）
- (3) 職務分担表
- (4) 業務工程表
- (5) その他、契約書に記載の届出事項

### 2. 支払方法

- (1) 本業務の対価は、業務期間中、毎月分割して支払うものとする。
- (2) 受託者は、毎月末日までに完了した検査分（結果書が受理されたもの）を取りまとめ、一括して請求するものとする。
- (3) 発注者は、適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。
- (4) 臨時の検査等、定額外の業務が発生した場合は、定期分とは別に請求するものとする。